

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

竹原市まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

広島県竹原市

### 3 地域再生計画の区域

広島県竹原市の全域

### 4 地域再生計画の目標

本市の総人口は昭和 55 年（1980 年）の 36,895 人をピークに減少傾向が続いており、平成 27 年（2015 年）には 26,426 人（平成 27 年国勢調査結果）となっている。住民基本台帳によると令和 2 年（2020 年）には 24,789 人となった。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 42 年（2060 年）には 8,632 人とまで減少すると予測されている。

年齢構成でみると、年少人口（0～14 歳）は、平成 27 年（2015 年）は 10.1%であったが、令和 2 年（2020 年）は 8.9%となった。生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 27 年（2015 年）は 53.0%であったが、令和 2 年（2020 年）は 50.1%となった。年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあるのに対し、高齢人口は、平成 27 年（2015 年）は 36.9%であったが、令和 2 年（2020 年）は 41.0%と増加傾向にあり、国・県・近隣市よりも速いペースで少子高齢化が進展している。

社会増減については、減少傾向が継続し、さらに拡大していくと見込まれており、特に若い世代（10 歳代後半から 20 歳代前半）の進学や就職による市域外への転出超過が大きくなっている。転入と転出に分けてみると、転入は、平成 30 年（2018 年）に 723 人と近年 800 人前後で推移している。一方、転出は、平成 30 年（2018 年）に 1043 人と 1,000 人前後で推移している。これにより、転出が転入を上回ることから、平成 29 年（2017 年）は 212 人と、近年は 200 人前後の転出超過で推移しているが、直近の平成 30 年（2018 年）は近年では最大の 320 人の転出超過となっている。

る。

また、自然増減を出生と死亡に分けてみると、死亡者数は、平成 21 年（2009 年）は 382 人と従来 300 人台で推移してきたが、平成 24 年（2012 年）に 400 人を超えて以降、平成 28 年（2016 年）は 409 人と、400 人前後で推移している。一方、出生者数は、平成 21 年（2009 年）は 196 人と、200 人足らずで推移してきたが、平成 24 年（2012 年）以降、平成 28 年（2016 年）は 116 人と減少傾向で推移しており、平成 30 年（2018 年）は 119 人と近年で最も少なくなっている。

これにより、自然減の幅は拡大傾向にあり、自然減は、平成 21 年（2009 年）は 186 人、平成 22 年（2010 年）は 167 人と従来は 200 人前後で推移していきながら、近年では平成 30 年（2018 年）に 300 人前後へと増加している。また、合計特殊出生率に影響すると考えられる未婚率が年々上昇傾向で推移するとともに、20 歳代前半から 30 歳代前半の若年女性人口も減少している。合計特殊出生率の推移をみると、本市は平成 14 年（2002 年：1.49）までは全国、広島県を上回っていたが、平成 15 年（2003 年）～平成 19 年（2007 年）に 1.38 となり広島県を下回り、平成 20 年（2008 年）～平成 24 年（2012 年）では 1.47 と広島県（1.54）との差が拡大している。なお、広島県内の市部の直近の合計特殊出生率をみると、本市は、14 市中 10 位と下位に位置している。

このまま人口減少が進むと地域活力の低下やコミュニティ機能の衰退など、地域がその機能を喪失しかねない状況となることが懸念される。

上記の課題「“社会減の緩和”，“自然減の緩和”，“賑わいと活力の創出”」の解決に向け、本市では、「しごとをつくり安心して働けるようにする・竹原への新しいひとの流れをつくる」，「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」，「年齢や性別に関わらず多様な人々が元気なまちをつくる・竹原の魅力，個性を活かして交流を拡大する」の 3 つを本計画期間における基本目標として設定し、魅力的で安定した雇用の創出や U・I・J ターンの促進といった移住・定住施策の充実・強化により、若者の定着や転入者の増加を図るとともに、安心して子供を生み、育てられる環境のさらなる充実により自然減の緩和を図る。さらに、地域社会や地域経済を支える人々を増やし、活躍しやすい環境づくりを進めるとともに、市内外の力を活かして賑わいと活力の向上といった、まちの魅力を図ることで、人口減少を抑制し、持続可能なまちの実現を目指す。

## 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	転出超過数	320人	144人	基本目標1
ア	人口に対する個人の市町村民税の納税義務者数の割合	36.5%	36.5%	基本目標1
イ	人口千人あたりの出生率	4.04‰	5.04‰	基本目標2
ウ	平均自立期間（要介護2以上）	男79.5歳 女84.0歳	男79.8歳 女84.2歳	基本目標3
ウ	市の女性人口に対する給与収入のある女性人数の割合	41%	46%	基本目標3
ウ	市の65歳以上人口に対する給与収入のある65歳以上人数の割合	25%	25%	基本目標3
ウ	地域交流センターの利用人数	125,775人	140,000人	基本目標3
ウ	観光消費額	2,847百万円	3,060百万円	基本目標3

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

竹原市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア しごとをつくり安心して働けるようにする、竹原への新しいひとの流れをつくる事業

イ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

ウ 年齢や性別に関わらず多様な人々が元気なまちをつくる、竹原の魅力、個性を活かして交流を拡大する事業

## ② 事業の内容

ア しごとをつくり安心して働けるようにする・竹原への新しいひとの流れをつくる事業

本市への転入促進と地域への定着に向け、企業誘致の推進、雇用の確保と人材確保・育成への支援といった魅力ある雇用の確保、創業支援の促進を進めるとともに、中小企業支援、担い手の育成、生産振興、6次産業化と流通販売促進等といった地域産業の振興を創出する事業。

若い世代のまちへの愛着を醸成するために、竹原の魅力などを再発見、再認識し、市内外に情報発信する機会や地域課題と魅力づくりに参画する機会の充実を図るとともに、U・I・Jターンの促進として、移住に係る情報発信と受入れ環境づくり等を進め、転入者の増加に向けた取組を行う事業。

良好な居住環境の整備・都市機能の集積と賑わいの創出、空き家対策の推進、防犯活動の推進、災害に強いまちづくり、持続可能な公共交通体系の構築と利用促進等といった暮らしやすい環境を創出する事業。

イ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

出会い・結婚への支援や多様化する保育ニーズへの対応、子供の健やかな成長を支える学び・体験の場の確保充実、地域における妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実、その他社会福祉施策の充実などの自然減の緩和を図る事業。

ウ 年齢や性別に関わらず多様な人々が元気なまちをつくる・竹原の魅力、個性を活かして交流を拡大する事業

市民の健康づくりと生活習慣病の予防、介護予防・生きがいくりの推進といった高齢者対策、スポーツ環境の充実といった健康まちづくりの推進、地域でいきいきと暮らすための支援体制等の整備・充実、外国人と暮らす環境づくりといった多様な人材の活躍促進、地域とともにある信頼される学校づくりの推進、「確かな学力」の向上、生涯学習機会の充実、学

校と地域の協働による生涯学習の推進，活動拠点を核とした地域活動の推進，地域活動への参加促進等といった地域を支え活躍する人材の育成・環境づくりを創出する事業。

自治体や企業など，多様な事業主体との連携強化や関係人口創出・拡大等を進める事業。

文化財等の地域資源の活用促進，官民連携による歴史的建造物の活用，誘導・規制による景観保全・自然景観の保全等といった歴史・文化を活かしたまちづくりの推進を創出する事業。

観光コンテンツと広域観光ルートの開発，インバウンド観光の推進，観光プロモーションの展開等といった地域資源を活かした観光・交流を推進する事業。

※なお、詳細は第2期竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

**③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4の【数値目標】に同じ。

**④ 寄附の金額の目安**

60,000千円（2020年度～2024年度累計）

**⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）**

進行管理については，PDCAサイクルの考え方に基いて行う。

また，全体目標や基本目標などに数値目標を設定し，その達成状況や取組の状況について，毎年度8月に産官学金労言等で構成する「竹原市地方創生推進会議」による効果検証を行う。検証後，速やかに竹原市公式WEBサイト上で公表する。

**⑥ 事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

**6 計画期間**

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで